

# とりプロ オンライン座談会 6

## 山口講演へのコメント

2021年7月24日(土)

岡崎 晴輝 (OKAZAKI Seiki)  
九州大学大学院法学研究院教授



九州大学

## 衆議院の「二つの顔」

立法機関(憲法第41条) → 民意反映

議院内閣制の議院(憲法第67条、第69条) → 政権選択

**第41条** 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

**第67条** 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

**第69条** 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

## 小選挙区制の論拠

伊吹文明・衆議院議員

次に、この471を小選挙区と比例区に分けた考え方でございますが、これは後ほどお話を申し上げますけれども、私たちが衆議院の選挙、つまり総選挙をどのようなものと位置づけているかという哲学によると思います。すなわち、衆議院の選挙の一番大きなポイントは、政権の選択、どのような政党、あるいは政党の組み合わせでも結構であります。に政権をゆだねるかという国民の選択を問う選挙であろうと思っています。であるとするならば、国民の選択が最も集約をした形で衆議院に反映される小選挙区をやはり基本とするというのが私たちの基本的哲学であります。という観点に立って、小選挙区を300、比例区を171としたものであります。（「第128回国会衆議院会議録」第4号、1993年10月13日、16頁）

細川護熙・内閣総理大臣

このことによりまして、民意の集約と反映という両方のポイントというものはお互いに相補う形で、そして自民党の方で主張しておられた、より強く政権の意思の選択ができるという点については、私どもとしても可能な限りの譲歩をさせていただいた、このようにお受けとめをいただければありがたいと思っております。（「第128回国会衆議院政治改革に関する調査特別委員会会議録」第18号、1993年11月16日、6頁）

## オーストラリアにおける上院・下院の役割分担

上院 …… 単記移譲式比例代表制 → 民意反映機能

下院 …… 単記移譲式小選挙区制 → 政権選択機能

オーストラリアでは、日本とは違い、  
下院において政権選択機能と民意反映機能を両立させようとするのではなく、  
上院と下院において二つの機能を両立させようとしている。

なぜ参議院ではなく衆議院を比例代表制にするのか、  
明確な回答を用意する必要があるだろう。

## 私の提案

参議院 …… 抽選制の市民院へ改組

衆議院 …… 多数派限定優遇の比例代表制

第一位の政党連合等に55%の議席を配分し、  
それ以外には45%の議席を配分する。  
この多数派限定優遇以外は、比例的に議席を配分する。

- 与野党が拮抗し、政権選択が実質化する。
- 落選議員が少なくなり、議員の質が向上する。

## 参考文献

- 岡崎晴輝「政権選択論の勝利——「政治改革」の再解釈」、九州大学政治研究会『政治研究』第66号、2019年3月、33–54頁。  
<http://hdl.handle.net/2324/2230966>
- OKAZAKI Seiki, “In Defense of Proportional Representation with a Limited Majority Bonus,” *Hosei Kenkyu*, Vol. 85, No. 3–4, March 2019, pp. F1(1516)–F19(1498).  
<http://hdl.handle.net/2324/2231036>
- OKAZAKI Seiki, “The Second Defense of Proportional Representation with a Limited Majority Bonus,” *Seiji Kenkyu*, No. 68, March 2021, pp. F1(130)–F19(112).  
<http://hdl.handle.net/2324/4377858>
- ダーヴィッド・ヴァン・レイブルック『選挙制を疑う』岡崎晴輝／ディミトリ・ヴァンオーヴェルベーク訳（法政大学出版局、2019年4月）。
- 岡崎晴輝「選挙制と抽選制」、『憲法研究』第5号、2019年11月、87–96頁。  
<http://hdl.handle.net/2324/2557147>
- 岡崎晴輝「任命制と抽選制」、『法と哲学』第7号、2021年6月、51–76頁。